

逗子市事務所等家賃減額助成金支給事業の概要について

1 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした自粛要請等によって売上等が減少した中小企業者等に対し、店舗・事務所等の賃貸料を減額した市内在住及び市内に本店登記をしている賃貸人（オーナー）に対し、減額した家賃等の一部を助成する。

2 交付対象者

次のいずれにも該当する者

- ① 令和 2 年 5 月分から 12 月分の連続する三月において、市内の店舗・事務所等（※）の運営に伴う家賃・地代を 25%以上減額している市内在住及び市内に本店登記をしている賃貸人（オーナー）であること
- ② 店舗・事務所等の運営に供することを主たる目的として建物や土地を賃貸していること

※店舗・事務所等の例（給付対象となる例）

- ・ 店舗（飲食店、喫茶店、宿泊施設、理美容店、不動産店（※サービスの提供を行う施設）、飲食料品店、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストア等（※物品の販売を行う施設等）
- ・ 事務所、工場

3 支給金額

- 減額している店舗・事務所等が 1 箇所の場合
一の交付対象者につき 20 万円を支給する。
（1 ヶ月に支払う店舗・事務所等の家賃等が 27 万円未満の場合は 10 万円とする。）
- 減額している店舗・事務所等が複数箇所ある場合
一の交付対象者につき 40 万円を支給する。
（1 ヶ月に支払う店舗・事務所等の家賃等の合計が 54 万円未満の場合は 20 万円とする。）

4 所要額

34,000,000 円

5 申請期間

令和 2 年 10 月 19 日（予定）から令和 2 年 12 月 28 日（必着）まで

6 申請方法等

事前相談は逗子市商工会にて行い、申請受付、審査支払い事務は経済観光課が行う。

7 周知方法

- ・ 記者発表
- ・ 広報ずし
- ・ ホームページ
- ・ 公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会鎌倉支部